

紀の川市人材確保支援事業補助金交付要綱

令和2年3月27日

告示第26号

(目的)

第1条 この告示は、紀の川市内の中小企業者等の人材を確保するためのイベント等への出展を支援し、新規雇用の拡大と市内経済の持続的な発展を目指すことを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント等 就職フェアその他の新たな人材を確保する催しをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業又は医療法人若しくは社会福祉法人であって、市内に本社又は主たる事業所を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 この告示において、補助金の交付を受けることができる中小企業者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 紀の川市内に新規雇用募集者の勤務地を有していること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 同一年度内に、この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象経費は、和歌山県外の都市部で開催されるイベント等への出展に伴う交通費、宿泊費及び出展費とする。

- 2 補助金の額は30,000円以内とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、紀の川市人材確保支援事業補助金交付（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 法人登記簿謄本の写し
- (2) 補助対象経費の算出根拠が分かる書類
- (3) 出展するイベント等の内容が分かるパンフレット等
- (4) 補助対象事業に係る収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、紀の川市人材確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は紀の川市人材確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し条件を付することができるものとする。

(交付決定の変更又は取消し)

第7条 補助事業者は、交付申請の内容に変更又は抹消すべき事由が生じたときは、紀の川市人材確保支援事業補助金交付（変更）申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、紀の川市人材確保支援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）又は紀の川市人材確保支援事業補助金変更不承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 法令又はこの告示に違反したとき。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに紀の川市人材確保支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 記録写真
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助対象事業に係る収支決算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、紀の川市人材確保支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、紀の川市人材確保支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の証拠書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助金に係る領収書等の証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。